

# 社会福祉法人あらぐさ福祉会

## 平成29年度事業報告

### 1 はじめに

8月、府道沿いの花壇に季節の花々を育てる活動（京都府さわやかボランティアロード事業）に取り組む『あらぐさ☆はなさか隊』が国土交通大臣表彰を受けました。長年の取り組みへの評価とともに、地域と関わることの大切さを改めて感じました。

3月には新館が完成、地域交流室も併設しました。ケアホームいんどりでは正規5名を採用、希望に応じて利用できるケアホームをめざします。そのなかで、乙訓地域のグループホームに居住していた利用者がホームの閉所により、乙訓地域外のホームに居住することとなり、あらぐさを退所することになりました。“乙訓で暮らしたい”が揺らいできています。

再度、地域をどう考えるのか、地域で暮らし続けるためには何が求められているのか、考えさせられる一年でした。

### 2 理念及び基本方針

#### 1. 理念

あらぐさは、「どんなに障害が重くても、乙訓でこの子を育てたい、暮らさせたい」と強く願う親たちが力を合わせて生み出しました。社会福祉法人あらぐさ福祉会は、その願いを引き継ぎ、発展させ、障害者が豊かに安心して暮らせる地域社会をめざします。

○どんなに障害が重くても一人ひとりの人格を尊重します。

○一人ひとりの生き生きとした生活と社会参加活動を通して、人間としての豊かさや生きがいを支援します。

○障害のある人が将来にわたって安心して暮らせる地域社会をめざします。

#### 2. 基本方針

○一人ひとりを大切に、障害の状況に合わせた活動、地域生活づくりをきめ細やかに支援します。

○地域の住民、団体と連携し、交流を深めて協力共同の関係をつくります。

○親亡き後も、誰もが安心して暮らせる「生活の場づくり」に取り組みます。

○「利用者が主人公の施設」を基本に、民主的で地域に開かれた運営をすすめます。

#### 3. 運営の基本

① 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスを提供します。

② 利用者の実態に即した質の高いサービスの提供ができる人材の育成に努めます。

③ 利用者・家族の意向を尊重し、地域の課題に見合った事業運営を行います。

### 3 法人

#### 1. 事業の経営

##### (1) 障害者総合支援法に基づく事業

生活介護事業	障害福祉センターあらぐさ（デイセンターあらぐさ）
就労継続支援B型事業	障害福祉センターあらぐさ（ワークセンターあらぐさ）
共同生活援助事業	ケアホームかざぐるま ケアホームいろどり
居宅介護等事業	サポートセンターあらぐさ
短期入所事業	ショートステイいろどり
特定相談支援事業	相談支援センターみちくさ

##### (2) 法人本部会議の開催

法人の経営と事業の運営を円滑にすすめ、人事管理等を適切に行うため、理事長、統括事業長、センター長、事務長で法人本部会議を構成し、原則として月1回水曜日に、延べ15回開催しました。

##### (3) 理事会、評議員会の開催

評議員会を2回、理事会を4回開催し、決議の省略による議決を2回実施しました。評議員会に8議案、理事会に21議案を提案し、同意、承認を得ました。また、評議員会に3件、理事会に6件の報告案件を提案し、同意、承認を得ました。

#### 〈平成29年度評議員会の開催状況〉

	開催年月日	定足数（員数）	出席	
定時（第1回）	平成29年6月18日（日）	5名（9名）	評議員9名 監事2名	
	付議事項		審議結果	議事録 有無
第1号議案	平成28年度事業報告、決算報告及び監査報告について			
（その1）	平成28年度事業報告		原案可決	有
（その2）	平成28年度決算報告		原案可決	有
（その3）	平成28年度監査結果		原案可決	有
第2号議案	平成28年社会福祉充実残額について		原案可決	有
第3号議案	役員の選任について		原案可決	有
第4号議案	評議員会の年間計画について		原案可決	有
第5号議案	障害福祉センターあらぐさ新館建築事業の変更について		原案可決	有

第2回	平成30年3月25日(日)	5名(9名)	評議員7名 監事2名	
第6号議案	定款の変更について		原案可決	有
第7号議案	平成30年度事業計画案及び資金収支予算案について			
(その1)	平成30年度事業計画案		一部修正 可決	有
(その2)	平成29年度資金収支予算案(当初)		原案可決	有
第8号議案	担保の追加提供について		原案可決	有

〈平成29年度理事会の開催状況〉

	開催年月日	定足数(員数)	出席	
第1回	平成29年5月28日(日)	4名(7名)	理事6名 監事2名	
	付議事項	審議結果	議事録 有無	
第1号議案	経理規程の改定について		原案可決	有
第2号議案	平成28年度事業報告、決算報告及び監査報告について			
(その1)	平成28年度事業報告		原案可決	有
(その2)	平成28年度決算報告		原案可決	有
(その3)	平成28年度監査報告		原案可決	有
第3号議案	平成28年度社会福祉充実残額について		原案可決	有
第4号議案	役員を選任候補者について		原案可決	有
第5号議案	平成29年度第1回評議員会(定時評議員会)の開催 及び議題について		原案可決	有
第6号議案	理事会及び評議員会の年間計画について		原案可決	有

第2回	平成29年6月18日(日)	4名(7名)	理事7名 監事2名	
第7号議案	理事長の選任について		原案可決	有
第8号議案	障害福祉センターあらかさ新館建築事業の変更について			

(その1)	事業内容の変更について	原案可決	有
(その2)	入札について	原案可決	有

決議の省略による議決	平成29年8月25日(木)	7名(7名)	理事7名 監事2名
第9号議案	障害福祉センターあらぐさ新館建築事業請負業者との契約について	原案可決	有

第3回	平成29年10月29日(日)	4名(7名)	理事6名 監事1名
第10号議案	職務執行状況の報告について	原案可決	有
第11号議案	臨時職員就業規則の改定について	原案可決	有
第12号議案	スプリンクラー設置工事及び入札について	原案可決	有
第13号議案	平成29年度資金収支補正予算(第1号)について	原案可決	有

決議の省略による議決	平成29年12月19日(木)	7名(7名)	理事7名 監事2名
第14号議案	スプリンクラー設置工事請負業者との契約について	原案可決	有

第4回	平成30年3月11日(日)	4名(7名)	理事7名 監事2名
第15号議案	職務執行状況の報告について	原案可決	有
第16号議案	定款の変更について	原案可決	有
第17号議案	諸規程の改定		
(その1)	給与規程の改定について	原案可決	有
(その2)	臨時職員就業規則の改定	原案可決	有
(その3)	経理規程の改定	原案可決	有
第18号議案	平成29年度資金収支補正予算(第2号)について	原案可決	有
第19号議案	平成30年度事業計画案及び資金収支予算案について		
(その1)	平成30年度事業計画案	原案可決	有
(その2)	平成29年度資金収支予算案(当初)	原案可決	有
第20号議案	平成29年度第2回評議員会の開催及び議題について	原案可決	有

第21号議案	担保の追加提供について	原案可決	有
--------	-------------	------	---

#### 4 平成29年度の重点について

##### (1) 利用者への支援の向上と社会的責任

1. 利用者、家族の意向を尊重し、作業や活動を通じて豊かな生活や自立に向けた力を高めるよう支援の向上に努めます。
2. 日々の利用者への支援を常に振り返り、利用者の尊厳を大切にし、利用者の権利擁護に努めます。人権尊重と法令遵守のため研修を推進し、法人の「理念」と「職員行動規範」の徹底に努めます。
3. 日々の事業運営に必要な危機管理マニュアルの作成と点検を行い、「ヒヤリハット」を教訓化するとともに、事故を未然に防ぐための注意喚起やその方法の徹底に努めます。

- 1) 3月、障害福祉センターあらぐさに新館が完成、3月20日に竣工式を執り行いました。重症心身障害のある利用者の活動室は、これまでのスペースの1.8倍の広さとなり、活動と静養の機能分化により、安全・安心・居心地のいい空間として整備されました。さらに新館建設により、医務室の機能回復や他のグループの活動室が拡張されました。また、新館に地域交流室「あおば」が設置されました。今後、地域との交流を大いにすすめていきたいと考えます。
- 2) 今年度も利用者の退所がありました。あらぐさに10年間通所していた方ですが、利用しているグループホームの閉所により、乙訓地域外のグループホームに入居したため、あらぐさに通所できなくなりました。障害者権利条約は、当事者の「居住地の選択」（第19条）を明記していますが、地域資源の絶対的不足が住み慣れた地域に暮らし続けることを困難にしています。また、利用者の長期の欠席（継続中）がありました。原因や対応を検討、家庭と連携し、夕方の家庭訪問を続けています。
- 3) 利用者の健康管理のためから、嘱託医に来所して頂き、歯科検診、内科検診を実施しました。また、歯科衛生士による口腔ケアも再開されました。口腔ケアは、地域療育等支援事業としてとりくまれています。府より実施回数の制限が通知されており、今後の方向を注視しているところです。
- 4) 権利擁護の研修として、乙訓障がい者虐待防止センターより講師を招き、地域の虐待事例や、虐待防止について学びました。研修を受け、虐待防止委員会では「通報義務」の意味や虐待と不適切な支援の「境界」などを議論し、学びを深めることができました。虐待防止委員会は2ヶ月に1度開催しました。

- 5) 支援中の事故として、オムツのマジックテープ部分で肌に擦過傷をつけるという事故が繰り返し起きました。各自の介護点検やオムツフィッターを招いての学習など再発防止に努めました。事故の原因究明、対策、対策の点検など機敏に対応する必要がありました。
- 6) 従来作成していた各種の危機対応マニュアルを見直し、危機管理ガイドラインとして整備しました。内容について、役職会議（主任・センター長・管理職）で報告し、冊子を各事業所に配置しました。また、緊急事態を想定し、食料、飲料水等の保存食を備蓄しました。  
また、ケアホームかざぐるまにスプリンクラーを設置しました。

## (2) 人材の確保と育成

1. 学生の実習や職場見学・職場体験等を活用し、法人の理念、事業概要を知らせ、人材の確保に努力します。
2. 初任者研修をはじめ経年研修、役職研修、資格に必要な研修等を計画的に行い、必要な人材を計画的に養成します。
3. 実践レポートの作成や、実践議論の機会や場を重視します。

- 1) 今年度も学校関係（大阪保育福祉専門学校、龍谷大学（大学・短大）、京都女子大学、京都医健専門学校、池坊短期大学）と長岡京市役所の実習と実地体験研修を受け入れました。また、近隣の事業所等からケアホームいそどりへの見学がありました。見学や実習は日常の支援に対して客観的な意見や感想を得られる機会となっています。また、法人の理念を知らせ、実際の支援を経験して頂き、福祉の次代への継承の機会となっています。
- 2) 利用者支援に関わる研修では、てんかん基礎講座などに参加しました。職場研修では、2回目となるレポート検討会を開催、三木裕和先生（鳥取大学教授）の助言で4本のレポートを討議しました。どのレポートも、利用者への視点、支援の意味、仕事の意味を問うものでした。また、看護師による摂食学習会、ノロウイルス対応などの研修を行いました。専門性を高める研修では、強度行動障害支援者養成研修、相談支援従事者初任者研修、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修（第3号研修）に参加、資格を得ました。

今年度も様々な職員研修を実施してきましたが、いつでも実践論議ができる、身近な職員と気楽に実践の話ができる、その風土が最大の人材育成＝実践力のアップを保障することだと言えます。また、「他グループ利用者の様子を知り、全職員で利用者のケース検討が出来る基盤を整える」「他のグループ運営を学び、所属グループの実践を振り返る機会をつくる」を目的にグループ間交流研修にとりくみました。

お互いの刺激となり、今後実践の点検、見直しにもつながることになります。

### (3) 組織の運営と職場づくり

1. 法人経営、事業運営、人事管理等が適切に行えるよう、組織マネジメントの向上を図ります。特に「経営委員会」（仮称）を設置し、見通しを持った経営について検討します。また、管理職、主任の力量を高めます。
2. 法人の動きや課題がすべての職員に伝わるよう工夫します。
3. 職員が働きやすい職場となるよう、職員の安定確保に努めるとともに、よりよい職場づくりに努めます。
4. 労働安全衛生活動（衛生委員会等）を推進し、すべての職員が健康で働き続けられるよう職場環境、労働条件の改善に努めます。

- 1) 月1回の全体会議やホーム常勤会議、サポートセンター運営会議等で法人の方向を報告しました。役職研修会（8月、1月）では、中堅研修としての見識を培うことと併せて、法人の当面する課題について議論しました。主任・センター長会議、主任会議、役職会議では具体的な課題について議論をしました。

組織運営では、副主任の役割の明確化、ケアホームかざぐるま（常勤者1名）の議論の機会保障が課題となっています。また、非常勤職員の会議や運転職員の車両部会も開催しました。非常勤職員や少数の職種の職員への法人からの報告や、声を聞くことが、支援の向上や職場づくりの上で大切でした。

経営の安定をはかるため、「経営に関する検討部会」を開催し財政構造、給与構造などを検討しました。次年度に「経営委員会」を設置し、財政提言を求めます。また、介護・福祉第三者評価（組織運営、サービス提供内容等の評価結果が公表され、利用者に安心と信頼を提供できる）を受診（2月）しました。

- 2) 記録時間の省力化、効率化、情報共有をめざし、記録管理システム「クレヨン」を導入し1年が経ちました。時間外勤務は昨年度は3割削減しましたが、今年度は昨年度並みでした。引き続き、仕事量の整理や実務時間配置など工夫が必要だと考えます。

年休の計画的付与（障害福祉センターあらぐさ）のとりくみにより、年休を取得しやすくなり、取得率がアップしています。賃金面では、処遇改善手当を事務職、生活介護員（送迎車運転）、看護師などのすべての職員に支給しました。処遇改善手当は昨年度より4割増え、増額分は主にヘルパーへ還元しました。

- 3) ケアホームいそどりの正規採用試験（内部職員対象）を実施し5名を正規採用しました。今後のホームの役割、機能を充実していく大きな力になると考えます。
- 4) 労働安全衛生活動では労働安全衛生委員会を、衛生委員事務局会議を含め毎月開

催しました。

4月に腰痛が発生しました。介助方法の見直し、動線の見直しをすすめているところです。また、腰痛学習会に参加、学んだ腰痛体操を全体会議で共有しました。今後も予防対策など継続的にすすめていきます。

また、健康管理のためから、70歳を超えて働く職員には、生活介護員（送迎車運転）と合わせて健康診断を受診しました。

#### （4）地域との連携

1. 障害のある人の暮らしを支えるネットワークづくりに努めます。また、地域に開かれ地域に根ざした法人となるよう、地域でのイベントの開催や行事等への参加を通して、住民やボランティアの方々との交流をすすめます。
2. 他の団体と連携して、障害のある方々の福祉の向上と権利保障のとりくみをすすめます。

- 1) 自主製品を「ほっこりんぐ」（長岡京市役所での販売）や春の観光まつり、長岡京市公サ連まつり、西山アトリエ村展、ツバキエマソン納涼祭などに出品させていただき、地域の人たちとの交流の機会になりました。
- 2) 法人として移動支援従事者養成研修に講師を派遣、また、強度行動障害支援者養成研修インストラクターとして担い手の養成に協力しました。
- 3) あらぐさ後援会主催の第6回「みんなおいでよ～あらぐさひろば」が開催され、地域の方や団体も参加し楽しい1日を過ごしました。
- 4) 15回目を数えた「創xv」は数年ぶりに来場者数が増え、利用者の励みとなりました。日程設定や事前の新聞記事などが有効であったと思われます。
- 5) 乙訓障害者事業所連絡協議会（乙障協）主催のグループホーム交流会に12名の職員が参加しました。乙訓のすべてのグループホームの事業所職員が集まり、事例報告や日頃の思いを交流し、共感あふれる有意義な交流会となりました。

#### （5）次期事業計画の検討

個別支援計画の中間懇談のなかで、「利用者・家族の状況、地域のニーズ」に関して「聞き取りアンケート」にとりくみました。家庭の経済状況や家族関係など聞きにくい項目もありましたが、職員にとって貴重な経験であり、利用者理解を深める機会になりました。このデータを次年度設置予定の「事業検討委員会」の基礎データとします。

## 5 生活介護事業

就労継続支援B型事業と以下の事業を共同で行いました。

- ・大原野の温室での花卉生産



1年を3クールに分け、温室での生産活動を行いました。クールごとの花卉の販売に加えて、「花子百貨店」（バンビオ広場で開催）でも販売活動を行いました。

- ・作品展「創～えがおの手しごと展」の企画運営

15回目を迎えた今回のテーマは「アクセサリー」でした。たくさんの地域の方にご来場いただきました。

- ・カタログ販売

夏の販売活動を中止し、冬の1回の取り組みにすることで、カタログ作りや製品作り等で利用者が主体的に取り組めるよう、時間をかけ準備を進めることができました。地域の方々にカタログを見ていただくことで、あらぐさの製品や活動の様子を知ってもらう機会を作ることができました。

### [デイセンター1]

- ・分配金を支給し、利用者一人ひとりのペースや楽しみに合わせた、個別外出を行いました。
- ・作品展「奇跡的羊」を開催するとともに、自主製品販売やペチュニア、「くるりんばあ夢」などの販売活動を行いました。
- ・重症心身障害のグループ活動室の狭隘問題を解決するために、新館建設を進め3月に完成しました。新たな環境での生活がこれまで以上に利用者の安心、安全につながるよう、運営、実践ともに丁寧に進めていきます。

### [デイセンター2]

- ・「京都ほっとはあとセンター」などへ製品の委託販売、受注販売を行いました。
- ・施設外に借りている畑で野菜作りに取り組みました。できた野菜はご家族に向け販売を行ったり、食品加工で切り干し大根等を作りました。
- ・地域での活動として、「あらぐさ☆はなさか隊」では、ボランティアロードの花壇に花や植木を植え、水やりなど手入れを行いました。その活動が評価され、9月に国土交通大臣表彰を受賞しました。
- ・自治会で企画を練り、神戸どうぶつ王国（兵庫県）へ日帰りバス旅行に出掛けました。

## 1. 事業内容

利用者の心身の状況に応じ、介護及び日常生活上の支援、訓練、創作的活動、生産的活動等を行い、利用者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援を行いました。

### (1) 利用定員

サービス提供単位1 30名（現員 29名 平成30年3月末）

サービス提供単位2 20名（現員 20名）

(2) 営業時間

営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで

サービス提供時間 午前9時30分～午後4時まで

(3) 休業日

土曜日、日曜日、祝日、振替休日

夏期休所日 8月10日・12日（8月11日は祝日）

年末年始休所日 12月29日・30日・31日、1月1日・2日・3日

(4) 日課

9:30	登所（徒歩・送迎車利用）
9:45	朝の会、体操
10:00～12:00	午前の活動
12:00～13:30	給食、休憩、口腔ケア
13:30～15:30	午後の活動
15:30～16:00	帰宅準備
16:00	帰宅（徒歩・送迎車利用）

(5) 具体的な支援

- ① 利用者の希望や願いを聞き取り、個別支援計画を作成し支援を行いました。
- ② 利用者やご家族との懇談を年2回行い、希望や願いが聞き取れるようにしました。年度初めにグループ懇談も行いました。
- ③ 一人ひとりの障害の状況に応じて、生産的活動、創作活動、社会生活・社会体験等に取り組みました。
- ④ 利用者の健康維持のために、内科検診、歯科検診、口腔ケアに取り組みました。また、必要に応じて、主治医訪問や理学療法士等と連携して支援ができるようにしました。
- ⑤ 相談支援事業所と連携し、利用者の地域生活を支援しました。
- ⑥ 記録管理システムを運用し、記録の安全管理、職員間の情報共有に活用しました。

(6) 職員研修

- ① 一人ひとりの力量が発揮できるように、職員の声聞き、運営をすすめました。
- ② グループ、フロアを超えた職員の体験交流を行うことで、「気づき、考え、行動する」職員育成をすすめました。
- ③ レポート検討を行うことで、職員一人一人の専門性の向上や、センター全体でケース検討ができる基盤作りをすすめました。

- ④ 働きやすい職場を形成するため、労働条件の改善と諸規程の整備を行いました。
- ⑤ 職員の専門性の向上のため、個人にあわせた計画をつくり、職場内外での研修をすすめる学習の支援をしました。
- ⑥ 新人職員を迎える中で、日々の業務を丁寧に伝え職員の育成に努めました。

#### (7) 地域との連携

- ① 地域に発信する作品展に取り組みました。(作品展「創XV～えがおの手しごと展」)
- ② 積極的に見学・実習を受け入れ、地域に開かれた施設をめざしました。
- ③ 地域の行事・催しに積極的に参加し地域との交流を深めました。
- ④ 障害者福祉の向上をめざし、他団体との連携、運動に取り組みました。

## 2. 職員体制

省令に定める「置くべき従業員者及びその員数」を満たし、運営規程に定めた員数を配置しました。

## 3. 課題

- ① 利用者の希望や家族の意向を反映した「個別支援計画」に基づいた支援を実施し、より充実していきます。
- ② 自閉症や重度の知的障害の学習を深め、利用者の将来を見通したより豊かな支援となるように、職員集団の力量を高め日課や活動の系統的な実践を組み立てます。
- ③ 利用者が安全で安心して通所できるよう、感染予防など日常的な危機管理を徹底します。
- ④ 口腔ケアについては、10月より派遣が再開されました。今後も歯科衛生士と連携し、利用者の口腔内の維持に努めていきます。

## 6 就労継続支援B型事業〔ワークセンターあらぐさ〕

クッキー工房では夏のカタログ販売の代わりに、クッキーのみのミニカタログに取り組みました。また今年度は2月にもミニカタログ(冬)に取り組み、売りに上げに繋げることが出来ました。

さをり工房は、5月の西山アトリエ村展に引き続き、2回目となる東京での吉村さんの個展を10月に開催しました。委託販売も定期的に出展を行いました。

一泊旅行は、三重県(伊勢)に行きました。一日目は伊勢神宮やおかげ横丁を観光し、2日目は鳥羽水族館に行き、旅行を楽しみました。

## 1. 事業内容

利用者に就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な技術等が獲得できるよう支援を行いました。

(1) 利用定員 10名 (現員 9名 平成30年3月末)

(2) 営業時間

営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで

サービス提供時間 午前9時20分～午後4時まで

(3) 休業日

土曜日、日曜日、祝日、振替休日

夏期休所日 8月10日・12日・13日・14日・15日 (11日は祝日)

年末年始休所日 12月29日・30日・31日、1月1日・2日・3日

(4) 日課

9:20	登所 (送迎車、自転車、徒歩)
9:20～12:00	朝の会、午前の活動
12:00～13:00	給食、休憩、口腔ケア
13:00～15:30	午後の活動
15:30～16:00	作業片付け、帰宅準備
16:00	帰宅 (送迎車、自転車、徒歩)

(5) 具体的な支援

- ① 利用者の希望や願いを聞き取り、個別支援計画を作成し援助を行いました。
- ② 利用者やご家族との懇談を年2回行い、希望や願いが聞き取れるようにしました。
- ③ 一人ひとりの障害の状況に応じて、生産活動での支援方法を考え、生産収入 700万円 (菓子製造 480万円 さをり織り 210万円 その他作業 10万円) を得ました。
- ④ 工賃規定に基づき、工賃を1人平均 30,749円/月支給しました。
- ⑤ 公共交通機関の利用で社会見学やランチ等を通じて、社会でのルールやお金の使い方を学び経験することを支援しました。
- ⑥ 利用者の健康維持のために、内科検診、歯科検診、口腔ケアに取り組みました。

(6) 職員研修

- ① 一人一人の力量が発揮できるように、職員の声を聞き運営をすすめていきました。
- ② 「気づき、考え、行動する」職員育成をすすめました。
- ③ 働きやすい職場を形成するため、労働条件の改善と諸規程の整備を行いました。
- ④ 職員の専門性の向上のため、個人にあわせた計画をつくり、職場内外での研修をすすめる学習の支援をしました。

⑤ 新人職員を迎える中で、日々の業務を丁寧に伝え職員の育成に努めました。

⑥ 相談支援事業所と連携し、利用者の地域生活を支援しました。

#### (7) 地域との連携

① 地域に発信する作品展に取り組みました。(5月、10月にギャラリーでの作品展、3月に「創XV」)

② 積極的に見学・実習を受け入れ、地域に開かれた施設をめざしました。

③ 地域の行事・催しに積極的に参加し地域との交流を深めました。

④ 地域で求められる製品づくりをめざしました。

## 2. 職員体制

省令に定める「置くべき従業員者及びその員数」を満たし、運営規程に定めた員数を配置しました。

## 3. 課題

① 「就労継続支援B型事業」をより充実させるため、利用者の希望や家族の意向にそって作成する個別支援計画に基づいた支援をすすめることや、個別支援計画の内容が適切に実施されているかを判断できる記録の仕方や様式について検討します。

② 製品の販路の拡大とともに、売り上げアップをめざします。

③ 利用者の安全に心がけ、危機管理を強めるとともに、製品の安全対策、商品管理等を学び、対応できるように努めます。

## 7 共同生活援助事業

### 〔ケアホームかざぐるま〕

今年度は、開所から16周年を迎えました。常勤職員1人・非常勤職員5名での運営となりました。宿直の職員の増員ができず、夜間体制の整備が引き続き課題となりました。

また、今年度は消防法の改正に伴い、以前より課題となっていたスプリンクラーを設置することができました。

### 1. 事業内容

利用者が自立をめざし、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格と利用者・家族の意向を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスを提供しました。

(1) 利用定員 4名 (現員4名)

(2) 開所日 日曜日～土曜日

ただし、5月5日、6日、8月13日・14日、12月30日・31日、1月1日・

2日は休所日

(3) 日課

7:00	起床 洗面 朝食
8:45	通所
16:15	帰宅
18:00	夕食
19:00	入浴
22:30	就寝

※利用者により異なる

(4) 具体的な支援

- ① 利用者の希望や願いを聞き取り、個別支援計画を作成し支援を行いました。
- ② 利用者やご家族との懇談を年2回行い、希望や願いが聞き取れるようにしました。
- ③ 家庭や相談支援事業所、通所する施設・事業所、居宅介護事業所等と連携をとりながら、自立生活への支援をすすめました。
- ④ 利用者の健康と安全に留意し、心地よい生活が送れるよう努めました。

(5) 職員研修

- ① 一人一人の力量が発揮できるように、職員の声を聞き、運営をすすめていきました。また、バックアップ施設との連携・協力をすすめました。
- ② 働きやすい職場を形成するため、労働条件の改善と諸規程の整備を行いました。
- ③ 職員の専門性の向上のため、職場内外での研修をすすめ学習の支援をしました。
- ④ 職員の勤務シフトを確立するため、人材確保に努めました。

## 2. 職員体制

省令に定める「置くべき従業員者及びその員数」を満たし、運営規程に定めた員数を配置しました。

### 〔ケアホームいろいろ〕

利用者個々の体調や生活のペースに合わせて、安定したホームでの暮らしができることを基本にしました。希望に応じて週5泊を実施していますが、希望に応じきれない実態や、さらに泊数を増やして欲しいという声もあり、職員体制や支援内容など今後の課題となっています。棟会議の定例化、ケース会議を適宜行い、支援の向上に努めました。また、職員体制の補充、勤務負担の軽減を図り、働き続けられる環境整備に努めました。暮らしやすさと生活の環境整備にとりくみ、必要に応じて備品の購入や修繕などに取り組みました。

## 1. 事業内容

利用者が自立をめざし、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格と利用者・家族の意向を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスを提供しました。

(1) 利用定員 27名（現員27名）

(2) 開所日 月曜日～土曜日

ただし、祝日、振替休日及び8月11日・12日・14日・15日、12月29日・30日、1月1日・2日・3日は休所日

(3) 日課

7:00	起床 洗面 朝食
9:00～	通所
16:15	帰宅
18:00	夕食
19:00	入浴
21:00～	就寝

※利用者により異なる

(4) 具体的な支援

- ① 利用者の希望や願いを聞き取り、個別支援計画を作成し支援を行いました。
- ② 利用者やご家族との懇談を行い、希望や願いが聞き取れるようにしました。
- ③ 家庭や通所する施設・事業所、居宅介護事業所等と連携をとりながら、自立生活への支援をすすめました。
- ④ 利用者の健康と安全に留意し、心地よい生活が送れるよう努めました。

(5) 職員研修

- ① 一人一人の力量が発揮できるように、職員の声を聞き、運営をすすめました。また、バックアップ施設との連携・協力をすすめました。
- ② 働きやすい職場を形成するため、労働条件の改善と諸規程の整備を行いました。
- ③ 職員の勤務シフトを確立するため、人材確保に努めました。
- ④ 新人職員を迎える中で、日々の業務を丁寧に伝え職員の育成に努めました。

## 2. 職員体制

省令に定める「置くべき従業員者及びその員数」を満たし、運営規程に定めた員数を配置しました。

### 3. 共同生活援助事業の課題

- ① 障害のある人の地域での暮らしを支える職員の確保と育成に努めます。
- ② 16年目を迎えるかぎぐるまの利用者、6年目を迎えるいろどりの利用者、それぞれの状況に合わせた個別支援計画を作成し、より充実した地域生活めざします。
- ③ 事業が継続して運営できるように、施設設備の修繕を計画的にすすめていきます。

## 8 居宅介護等事業〔サポートセンターあらぐさ〕

### 1. 事業内容

利用者の意思及び人格と利用者・家族の意向を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスを提供し、心地よい生活が送れるよう支援しました。

居宅介護計画に基づき、生活の安定や向上への支援をしました。

地域生活支援センターの一体運営を目指し、ケアホームいろどり・ショートステイいろどりと体制上の一体運営を試行しました。

派遣希望に対応できるようにヘルパーの増員をはかりました。ガイヘルに2名、ホームでの居宅介護に1名の増員を行いました。一方で登録終了や高齢化に伴う稼働日数の減少などもあり、実質増にはなりませんでした。

#### (1) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～日曜日 ただし、12月29日より翌年1月3日は休業日

受付営業時間 午前8時30分～午後5時30分（月曜日～金曜日）

サービス提供時間 午前7時～午後10時

#### (2) 居宅介護の内容

居宅介護（①身体介護 ②家事援助 ③通院介助 ④通院等乗降介助）

重度訪問介護 行動援護 移動支援

#### (3) 具体的な支援

- ① 利用者が自宅において日常生活や社会生活が営むことができるよう、入浴、排泄または食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行いました。
- ② 個別のねがいに添った支援を行うため、居宅介護計画の見直しと個別のケース会議、再アセスメントを実施しました。
- ③ 利用者の生活向上のため、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との連携に努めました。



〈平成29年度サポートセンターあらぐさ実績〉

	身体介護	行動援護	重度訪問介護	移動支援
4月	885時間 30人	101時間 16人	1051.5時間 10人	153時間 19人
5月	973.5時間 33人	118時間 17人	1001時間 10人	128.5時間 18人
6月	973.5時間 33人	94時間 15人	1211時間 10人	120時間 17人
7月	889.5時間 30人	88.5時間 14人	1105.5時間 10人	136時間 17人
8月	896.5時間 32人	98時間 13人	1056.5時間 10人	142.5時間 19人
9月	902時間 33人	105.5時間 16人	1092時間 11人	126.5時間 18人
10月	932時間 31人	101.5時間 15人	1101.5時間 11人	134.25時間 18人
11月	857時間 33人	105.5時間 17人	1038時間 11人	146.75時間 18人
12月	866.5時間 31人	90.5時間 15人	1042.5時間 10人	154.5時間 20人
1月	836時間 32人	89時間 16人	884時間 10人	131.75時間 20人
2月	864時間 30人	93.5時間 14人	1006時間 11人	150.75時間 21人
3月	921時間 34人	91.5時間 16人	1161時間 11人	156.25時間 19人
合計	10796.5時間 382人	1176.5時間 184人	12750.5時間 125人	1680.75時間 224人

(4) 職員研修

利用者の生活充実とサービスの質の向上のため、以下の取り組みをし、人材の育成に努めました

- ① 利用者の生活充実とサービスの質の向上のため人材の育成に努めました。今年度は、行動援護の派遣要件になる強度行動障害支援者養成研修にヘルパー4名を派遣しました。
- ② 障害福祉センターあらぐさ、ケアホームいろどり、かざぐるまとの連携・協力をすすめるため、いろどりやかざぐるまの会議にヘルパーも参加しました。
- ③ 『障害のある人へ「支援」に関わる者として大切にしたい視点』をテーマに、29年10月2日10:30～12:00、特定非営利活動法人てくてく尾瀬順次理事長を講師に職場内研修を行い、ヘルパーの専門性向上に取り組みました。
- ④ 30年1月13日、法人主催の虐待防止研修を指定研修にし、ヘルパーの人権意識向上に取り組みました。
- ⑤ ヘルパー会議を個別のケース会議として設定し、業務の質の向上をめざしました。

## 2. 職員体制

省令に定める「置くべき従業員者及びその員数」を満たし、運営規程に定めた員数を配置しました。

## 3. 課題

- ① 土・日曜日のガイドヘルプのヘルパー派遣希望が多くありますが、利用希望に対して派遣できるヘルパーが不足している状況です。ヘルパーの増員をはかり利用希望に対応するという課題がありましたが、結果として増員と減員があり、実質増にはなりませんでした。昨年度に続き、居宅支援のみに派遣していたヘルパーを外出にも派遣することで対応しているところです。引き続きヘルパーの増員を図り、利用希望に対応することが課題です。
- ② 現任ヘルパーの研修を行いました。感想文などから、内容の理解について個人差が大きいことが分かりました。利用者にあった支援をめざし、ヘルパーのニーズに合った内容の研修を計画し、実施することが課題です。
- ③ 利用者のニーズの変化をつかみ、実態に即した支援内容を検討していくため、必要に応じて家庭での様子や利用に関する要望など聞き取りを行いました。変化に対応し、支援内容の検討を進めるため、ヘルパーも含めてケース会議を実施し、速やかに再アセスメントが行える体制づくりが課題です。
- ④ 地域生活支援センターの一体運営を目指し、体制上の試行を行いました。今後どのように運営していくのか、一体運営の方針と一致点づくりについて、引き続き試行しながら考えていく必要があります。

## 9 短期入所事業 [ショートステイいろいろ]

自宅での生活が一時的に困難になった場合や、自立生活への訓練や家族のレスパイトのための場として取り組んでいます。

ケアホームの併設事業のため、受け入れはホーム開所日に限定して運営します。また、ショートステイの職員体制が十分に整備されておらず、今年度も毎月1回1泊2日の利用となりました。

支援の向上に向け、利用者のアセスメントシートの見直しや、日中通所施設とのケース会議等を行い、支援の見直しを進めてきました。

### 1. 事業内容

障害者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、居宅での生活が一時的に困難になった際に対し、短期的な日常生活上の支援等を行いました。

- (1) 利用定員 6名(1日)
- (2) 営業日及び営業時間

月曜日16時～金曜日9時半まで（※ただし、ケアホームいろどりの開所日）

(3) 29年度 利用実績 (利用者延べ名、利用日数延べ日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人	21	21	21	20	20	21	20	20	22	17	19	20
日	42	41	43	41	41	42	40	38	46	34	38	40

2. 課題

- ① 専任者の配置（コーディネーター等）
- ② 送迎車両の活用
- ④ 地域（法人外）の利用希望者の受け入れ

10 特定相談支援事業 相談支援センターみちくさ

計画相談支援の利用者数は現在32名で、引き続き1名の相談支援専門員が従事しています。サービス利用支援（計画案や計画の作成）は微減し、継続サービス利用支援（モニタリング）は昨年度並みの実績でした。

ご本人やご家族の入院・手術など急を要する事態や、福祉サービス（特に、短期入所と行動援護）の利用希望は年々増えています。その一方、事業所や支援者の不足は深刻で、なかなか受け入れ先が見つからず困難を伴っています。

みちくさにも新規利用希望の問い合わせがありますが、現状では利用申し込みに応じきれっていません。これまでの業務内容の整理や、さまざまな障害から生じる生活問題に対応出来る専門性を身につけていく必要があります。また、これまでご家族が担っていた手続きが、病気や高齢化に伴って難しくなる場合が出てきました。福祉サービスだけでなく、社会保障や権利擁護等幅広い知識と力量が求められています。

1. 事業内容

(実績)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画	3	3	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0
継続	10	5	4	7	6	11	10	5	4	8	6	11

(利用者内訳)

	人数
長岡京市	25

向日市	6
大山崎町	1
合計	32

(職員研修)

- ・ 障害支援区分認定審査会研修（乙訓福祉施設事務組合 障害支援区分認定審査会）
- ・ 乙訓障がい者基幹相談支援センター研修会（乙訓障がい者基幹相談支援センター）
- ・ てくてくフォーラム2017（NPO法人てくてく）
- ・ あらぐさレポート検討会 レポート発表（社会福祉法人あらぐさ福祉会）
- ・ 「その支援、ひとりで悩んでいませんか？」～本人中心の支援のために、課題の整理法を学ぶ～（乙訓障がい者基幹相談支援センター・乙訓圏域障がい者自立支援協議会）
- ・ 乙訓障がい者虐待防止研修会（乙訓障がい者虐待防止センター）

2. 課題

- ・ 月ごとのサービス利用支援・継続サービス利用支援を円滑に進めるのはもちろん、緊急時にも適切に対応します
- ・ 二市一町の地域事情を把握し、福祉サービスをめぐる状況や変化を確実に捉えていきます。また、乙訓地域外の事業所とも積極的につながっていきます
- ・ 障害者年金、障害支援区分、身体障害者及び療育手帳、成年後見制度等、相談支援専門員として必要な制度の理解を深めます 合わせて、専門性向上のために必要な研修の受講や連携を行い、地域のニーズに応えられるように努めます